

投資情報

統一コードによる行政管理制度を導入

中国における行政管理改革が進んでいます。

国務院は、これまでその所管の各部門や委員会が、法人およびその他の組織（以下、“法人等”と表記）に対しそれぞれ発行していた各種コードおよび証書類の一本化に関する通達を相次いで公布しました。これらの改革が実現すれば、法人等は 1 つの証書、1 つのコード（この状態を“一照一碼”と言います）のみを保有すればよく、これまで問題視されてきた各関連部門間の情報の重複や断絶が解消することとなります。

1. 統一コード

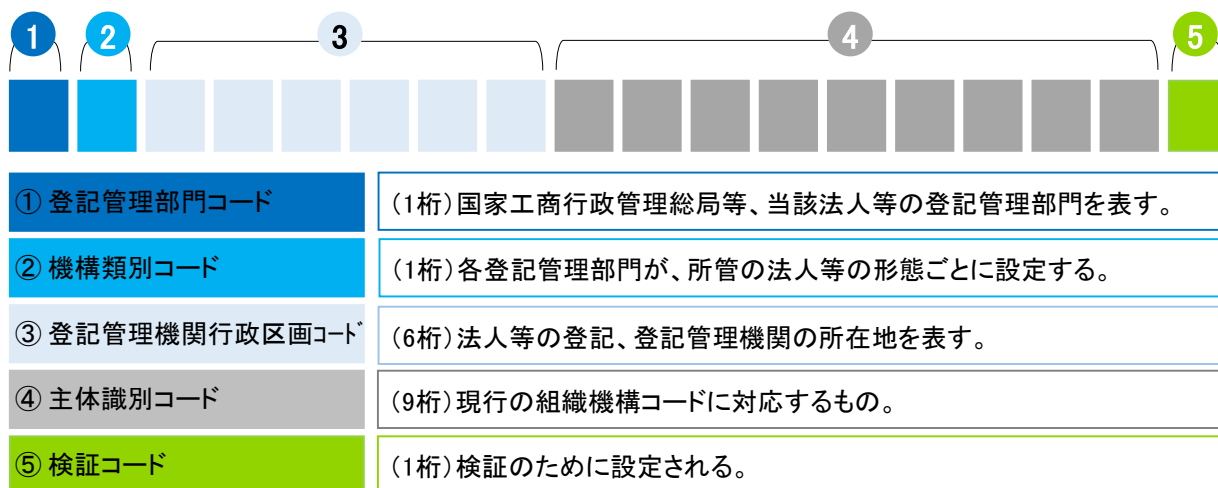
国務院は、発展改革委員会等による「法人およびその他組織の統一社会信用代码制度建設全体方案」を承認し、2015 年 6 月 11 日に公布しました（国発〔2015〕33 号 以下、“全体方案”と表記）。これにより、工商行政管理部門では今年の 10 月より、その他の関連部門では年内に、各法人等に付与されている各種コードの统一社会信用代码（以下、“統一コード”と表記）への一本化が始まります。具体的には、各関連部門が発行している下表の 6 つのコードが、国家登記管理部門が発行する統一コードに統合されます。なお、全体方案への対応は、原則 2017 年末までに完了すべきとされています。

【一本化されるコード類】

現行		統一コード導入後	
コード名称	発行部門	コード名称	発行部門
組織機構コード	国家品質監督検査検疫総局	統一コード	国家登記管理部門* - 国家工商行政管理総局 - 中央機構編成委員会弁公室 - 民政部 *会社法に基づき設立された会社の登記管理部門は国家工商管理総局
工商登記番号	国家工商行政管理総局		
機関、事業単位証書番号	中央機構編成委員会弁公室		
社会組織登記証番号	民政部		
機構信用コード	中国人民銀行		
納税者識別番号	国家税務総局		

統一コードは、全ての法人等に対し発行されるいわゆる ID コードのようなもので、登記管理部門やその行政区画等を示す 18 桁のアラビア数字およびアルファベットから構成され、重複を排除する形で、法人等と統一コードとが、完全に 1 対 1 の関係となるよう設計されています。

【統一コードの構成】



2. 3 証書の一本化

統一コードの導入を基礎とし、次の段階として想定されているのが、中国語で“三証合一”と呼ばれる 3 証書の一本化です。

3 証書の一本化については、6 月 23 日、国務院弁公庁より「国務院弁公庁“三証合一”登記制度改革の加速推進に関する意見」(国弁発〔2015〕50 号 以下、“弁公庁意見”と表記)が公布され、営業許可証、組織機構コード証、税務登記証の 3 種類の証書を営業許可証へ集約する取り組みの加速推進が打ち出されました。“三証合一”は、一部地域において試験期間を設けた後、統一コードの導入を待って、2015 年末までに全国展開される見込みです。

【一本化される証書類】

現行		“三証合一”導入後	
証書名称	発行部門	コード名称	発行部門
組織機構コード証	質量技術監督部門	工商営業許可証	工商行政管理部門
工商営業許可証	工商行政管理部門		
税務登記証	税務部門		

これまで行政手続き窓口の一本化は試験導入されていましたが、窓口における実際の各種申請書類の統一化は実現していませんでした。今後は、窓口だけでなく、申請書類などの一本化も進むことから、企業の新規設立や各種変更、企業抹消等の登記手続きにおける事務負担の軽減が期待されます。

3. 期待される効果

今回の改革の目標には、関連手続きのオンライン化も盛り込まれています。つまり、これらの改革が完了すれば、オンライン申請による“一照一碼”が実現することとなります。これによる企業のメリットとしては、新規設立や各種変更、企業抹消等の登記手続きにかかる事務負担の軽減が挙げられます。さらに、関連部門間の情報分断が解消されることによる業務の効率化、各種手続きの所要期間の短縮も期待されます。また、今後、一般企業も「信用中国」¹のウェブサイト等を通じ、各部門が共有する情報を相互に関連付けた形で得られるようになる可能性もあります。一方で、1つの統一コードに多くの情報が関連付けられることから、企業にとって好ましくない情報であっても、他の情報(例えば、行政処罰記録等)に関連付けた形で公表されてしまう可能性があります。既存法人においても営業許可証や各種コードの差し替え等の実務的な影響も生じますので、今後の動向に注意する必要があります。

¹ 2015年6月1日より開設され、中国政府により運営されている信用情報公開サイト。国家発展改革委員会、国家税務総局等が提供する企業、個人の信用記録がインターネットで検索できる。<http://www.creditchina.gov.cn/>

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、税理士法人トーマツおよびDT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 7,900 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 210,000 名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を含みます。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2015. For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited